

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があつた件 一九七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 一九七
- 土地改良法により換地処分をした件 一九七
- 保安林の指定をする件 一九九
- 保安林の指定を解除する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 一九九
- 道路の区域を変更する件五件 一九九
- 道路の供用を開始する件六件 二〇〇
- 道路の区域を変更した旨通知があつた件 二〇〇
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 二〇三

公 告

- 福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を公示する件 二〇三

告 示

福島県告示第二百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成三十一年三月二十六日から同年七月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイユーエイト原町店 福島県南相馬市原町区下高平字堂後一六一番ほか
- 二 変更しようとする事項
 - 1 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 六千七百五十平方メートル
(変更後) 四千九百二十三平方メートル
 - 2 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 四百七十八台
(変更後) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 二百六十七台
 - 3 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 七十二台
(変更後) 位置 別紙図面のとおり
収容台数 二十台
 - 4 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 位置 別紙図面のとおり
面積 四十八平方メートル
(変更後) 位置 別紙図面のとおり
面積 十六平方メートル
 - 5 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 位置 別紙図面のとおり
容量 五十一立方メートル
(変更後) 位置 別紙図面のとおり
容量 三十六立方メートル
 - 6 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(変更前) 数 七か所
位置 別紙図面のとおり
(変更後) 数 四か所
位置 別紙図面のとおり
- 三 変更しようとする年月日
平成三十一年十一月五日
届出年月日
- 四 平成三十一年三月四日
届出をした者
株式会社ダイユーエイト
- 五 「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。

福島県告示第二百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成三十一年三月二十六日から同年四月二十六日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。
平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
グリーンパークたじま 福島県南会津郡南会津町田島字行司二一番一ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

福島県告示第二百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平成三十一年三月十一日押釜地区の県営復興基盤総合整備事業に係る換地処分をした。
平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄
（農地管理課）

福島県告示第二百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林の所在場所
相馬市尾浜字十二本松一地先・二の一地先・二の二地先・二八地先（以上四地先について次の図に示す部分に限る。）、二九の一地先（次の図に示す部分に限る。）
- 二 指定の目的
潮害の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（商業まちづくり課）

- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（森林保全課）

福島県告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により、保安林の指定を解除する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市役所の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。
平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
大平熊太 坂本常三郎 中島多善 新妻末蔵 豊田西太郎
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定を解除する予定であること。
 - 2 解除予定保安林の所在場所、指定された目的及び解除の理由については、保安林の指定を解除する予定である件（平成三十一年福島県告示第百三十二号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第二百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所まで平成三十一年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道上名 倉飯坂伊	福島市大笹生字裏首内 一番一地从から	変更前 の変更後	A 二七・〇〇 六四・九	一、三四九・〇

達線	同 市大笹生字鹿ノ畑 一八番一地先まで 福島市大笹生字台田五 番二地先から 同 市大笹生字大畑四 番二地先まで	変更後	B 一七・五〇 五九・五〇	九四九・三〇
		A 二七・〇〇 四七・五〇 一七・五〇 五九・五〇	一、三四九・〇〇	

(道路計画課)

福島県告示第二百五十三号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道に
 ついて道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路
 計画課及び福島県南建設事務所平成三十一年三月二十六日から二週間一般の縦覧に
 供する。
 平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
一般国道 二九四号	白河市豊地弥次郎一〇 五番四地先から 同 市萱根足洗場八番 一地先まで	変更前 変更後	一三・九〇 四三・〇〇 一三・九〇 四三・〇〇	一、八〇〇・〇〇 一、八〇〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
 課及び福島県会津若松建設事務所平成三十一年三月二十六日から二週間一般の縦覧に
 供する。
 平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

変更前	敷地の幅員	延 長

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道赤留 塔寺線	大沼郡会津美里町佐賀 瀬川字東萱平一六〇八 番二五地先から 同 郡同 町佐賀 瀬川字佐賀瀬川一二八 番地先まで 大沼郡会津美里町佐賀 瀬川字東萱平一六〇八 番二五地先から 同 郡同 町佐賀 瀬川字佐賀瀬川一五三 番地先まで	変更前 変更後	A 五・三〇 一七・六〇 B 一一・〇〇 三六・〇〇	九八四・八〇 六一〇・〇〇

(道路計画課)

福島県告示第二百五十五号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道につい
 て道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画
 課及び福島県相双建設事務所平成三十一年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供す
 る。
 平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道原町 川俣線	相馬郡飯館村芦原字白 金七三番二地先から	変更前 の変更後	(メートル)	(メートル)

福島県告示第二百五十七号

路線名	区 間	変更前 の変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道原町 川俣線	相馬郡飯館村草野字車 一 番地先から 同 郡同 村深谷字深 谷前二四番地先まで	変更前 七・四〇 四四・九	A 七・四〇 四四・九	二、四六七・二
	相馬郡飯館村草野字車 一 番地先から 同 郡同 村深谷字深 谷前二四番地先まで 相馬郡飯館村草野字車 一 番地先から 同 郡同 村草野字車 四〇番一 地先まで 相馬郡飯館村深谷字二 本木前五番一 地先から 同 郡同 村深谷字深 谷前四〇番一 地先まで	変更後 七・四〇 八六・〇 一一・四〇 八六・〇 一五・八〇 二四・二	A 七・四〇 八六・〇 一一・四〇 八六・〇 一五・八〇 二四・二	二、四六七・二 二、四九二・一 一八九・一

(道路計画課)

平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第二百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十一年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

同 郡同 村芦原字神 前一 番一 地先まで	変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	一三・八〇 六五・〇	一、二三〇・〇	

(道路計画課)

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第二百五十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相双建設事務所平成三十一年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道二九四号	白河市豊地弥次郎一〇五番四地先 から 同 市豊地砂田三四番一 地先まで	平成三十二年三月二六日

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

福島県告示第二百五十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所平成三十一年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十六日

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道上名倉飯坂伊達線	福島市大笹生字蓑首内一 番一 地先 から 同 市大笹生字鹿ノ畑一 八番一 地 先まで	平成三十二年三月二七日

(道路計画課)

福島県知事 内堀雅雄

県道原町川俣線	相馬郡飯館村芦原字白金七三番二地先から 同 郡同 村芦原字神前一一番二地先まで	平成三十二年三月二六日
---------	--	-------------

(道路計画課)

福島県告示第二百六十号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成三十一年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道四五九号	二本松市西新殿字古屋敷二番三地先から 同 市西新殿字太郎田四二番地先まで	平成三十二年三月二二日

(道路計画課)

福島県告示第二百六十一号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成三十一年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二八九号	東白川郡鮫川村大字渡瀬字上二九番地先から 同 郡同 村大字渡瀬字中野町二〇四番地先まで	平成三十二年三月二九日

(道路計画課)

福島県告示第二百六十二号
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県相建建設事務所で平成三十一年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道相馬巨理線	相馬市尾浜字二合田八〇番一地从 から 同 市原釜字北谷地三〇四番一地先まで	平成三十二年三月二九日

(道路計画課)

福島県告示第二百六十三号
 道路法施行令(昭和二十七年政令第四百七十九号)第六条の規定により、一般国道について道路の区域を変更した旨、平成三十年三月二十九日付けで北陸地方整備局長から次のとおり通知があった。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南会津建設事務所で平成三十一年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。
 平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
一般国道 二八九号	南会津郡只見町 大字叶津字木ノ 根山国有林一 二五林班ろ一 小 班地先から 同 郡同 町 大字叶津字木ノ 根山国有林一 二五林班ろ一 小 班地先まで 南会津郡只見町	変更前 A 一・八ノ 二・八	(メートル)	六、四八九・〇	
		変更後 B 九・二ノ	(メートル)	一、九四三・〇	

				大字叶津字木ノ 根山国有林一 二六林班い小 班地先から 同 郡同 町 大字叶津字木ノ 根山国有林一 二五林班い小 班地先まで 南会津郡只見町 大字叶津字木ノ 根山国有林一 二六林班ろ小 班地先から 同 郡同 町 大字叶津字木ノ 根山国有林一 二六林班い小 班地先まで 南会津郡只見町 大字叶津字木ノ 根山国有林一 二六林班イ二小 班地先から 同 郡同 町 大字叶津字木ノ 根山国有林一 二六林班ろ小 班地先まで			
変更後							
D	C	B	A	D		C	
一 九 三 ・ 五	一 〇 ・ 〇 ・ 五	七 一 ・ 〇	一 ・ 八 ・ 二 ・ 八	一 〇 ・ 〇 ・ 五	一 九 三 ・ 五	一 〇 ・ 〇 ・ 〇	一 一 七 ・ 〇
二、 二 二 五 ・ 〇	一、 四 六 〇 ・ 〇	一、 九 四 三 ・ 〇	六、 四 八 九 ・ 〇	二、 二 二 五 ・ 〇		一、 四 六 〇 ・ 〇	

(道路計画課)

福島県告示第**二百六十四号**

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 施行者の名称 浅川町
- 二 都市計画事業の種類及び名称 石川都市計画下水道事業（浅川町特定環境保全公共下水道）
- 三 事業認可の年月日 平成十二年十月十日
- 四 事業施行期間 (変更前) 平成十二年十月十日から平成三十一年三月三十一日まで (変更後) 平成十二年十月十日から平成三十七年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 なし

(下水道課)

公 告

公告第五十一号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条及び福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）第二百七十四条の二第四項の規定により、平成三十一年度において福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該競争入札に参加する者に必要な資格等を次のとおり公示する。

なお、福島県を発注者として、競争入札の方法により物品の買入れ又は修繕の契約を締結しようとする場合における当該入札に参加する者に必要な資格等を定める件（平成二十九年福島県告示第五百八十号）に基づいて入札参加資格を有すると認定されている者は、この公告による当該資格の審査の申請は要しない。

平成三十一年三月二十六日

福島県知事 内堀 雅雄

第一 競争入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項及び第六十七條の十一第二項に規定する資格（以下単に「資格」という。）は、次に掲げるものとする。

- 一 法令の規定により営業に關し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされ

ている場合において、これを受けている者であること。
 二 資格の審査の申請時において、県税を滞納していない者であること。
 三 資格の審査の申請時において、消費税又は地方消費税を滞納していない者であること。
 四 資格の審査の申請をする日の属する営業年度の前営業年度において、業としての物品の販売又は修繕の実績のある者であること。

第二 資格及びその有効期間

資格は、申請書及びその添付書類により審査の上知事が認定するものとし、当該資格の有効期間は、資格が認定された日から平成三十二年三月三十一日までとする。

第三 資格の喪失

資格の認定を受けた者は、第一の第一号に該当しなくなったときは、当該資格を失うものとする。

第四 資格の審査の申請方法

資格の審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所定の物品購入（修繕）競争入札参加資格審査申請書に財務諸表その他知事が別に定める書類を添えて知事に申請しなければならない。

第五 資格の審査の申請時期

福島県の休日を除き、随時に受け付ける。
 県の休日を除き、随時に受け付ける。

第六 申請書の提出先

資格の審査の申請書等は、次の表に掲げる提出先のうち最寄りの提出先（県内に営業所等のない者にあつては、福島県出納局入札用度課）に提出すること。

提出先	郵便番号及び住所	電話番号
福島県出納局入札用度課	九六〇―八六七〇 福島県福島市杉妻町二番一六号	〇二四―五二二―七五六三
福島県中地方振興局出納室	九六三―八五四〇 福島県郡山市麓山二丁目一番一号	〇二四―九三三―一四七八
福島県南地方振興局出納室	九六一―〇九七一 福島県白河市昭和町二六九番地	〇二四―八三三―一六五三
福島県会津地方振興局出納室	九六五―八五〇一 福島県会津若松市追手町七番五号	〇二四―二二九―五四七二
福島県南会津地方振興局出納室	九六七―〇〇〇四 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲四二七七番地一	〇二四―一六二―五三五四

福島県相双地方振興局出納室	九七五―〇〇三一 福島県南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地	〇二四―二二六―一三〇四
福島県いわき地方振興局出納室	九七〇―八〇二六 福島県いわき市平字梅本一五番地	〇二四―六二二―六〇四二

第七 資格の審査の結果の通知

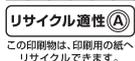
資格の審査の結果は、郵送により申請者に通知する。

第八 変更の届出

資格の審査又は認定を受けた者は、次に掲げる事項に変更があつたときは、速やかに、その内容を知事が別に定める用紙により知事に届け出なければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 代表者の職氏名
 - 三 住所又は主たる事務所の所在地
 - 四 その他特に事業の内容に変更を生じさせる事項
- 第九 この公告に関する問合せ先
 福島県出納局入札用度課

（入札用度課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,500円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷